

改正 平成元年3月31日規則第26号 平成8年1月5日規則第1号
平成12年3月31日規則第105号 平成13年3月30日規則第30号
平成17年10月18日規則第91号 平成19年3月30日規則第58号
平成21年3月16日規則第5号

沖縄県漁港管理条例施行規則をここに公布する。

沖縄県漁港管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県漁港管理条例（昭和50年沖縄県条例第33号。以下「条例」という。）の規定に基づき、規則に委任された事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁港の保全に係る届出等)

第2条 条例第4条第2項の規定による届出をしようとする者は、甲種漁港施設滅失（損傷）届書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成13年規則30号〕

(指定区域内における工事等の許可申請)

第3条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする者は、指定区域内工事（作業）許可申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成13年規則30号〕

(指定区域内における制限の適用除外)

第4条 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 水産物加工用又は漁具乾燥用の仮設物の建設
- (2) 船舶、漁具又は水産物の保管のための仮設物の建設
- (3) 船舶の巻揚機の仮設
- (4) 漁具の敷設又は船舶の誘導のための仮設物の建設
- (5) 漁港工事に用いる工作物の仮設

2 前項の仮設物は、使用後直ちに撤去し、原状に復しなければならない。

追加〔平成12年規則105号〕、一部改正〔平成13年規則30号〕

(危険物等の荷役許可の申請)

第5条 条例第6条第2項の規定による許可を受けようとする者は、危険物等荷役許可申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成13年規則30号〕

(危険物等の種類)

第6条 条例第6条第3項の規則で定める危険物等の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和54年運輸省告示第547号）の別表に掲げる危険物
- (2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる物で医薬品以外のもの
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症にかかり、又は感染症にかかっている疑いのあるもの
- (4) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第2項に規定する患畜及び疑似患畜並びに病気のため死亡した牛、馬、めん羊、山羊及び豚
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条から第6条までに規定する物

一部改正〔平成元年規則26号・12年105号・13年30号〕

(停係泊の許可申請)

第6条の2 条例第8条第3項の規定による許可を受けようとする者は、停係泊許可申請書（第4号

様式)を知事に提出しなければならない。

追加〔平成13年規則30号〕

(使用の届出)

第7条 条例第9条第1項の規定による届出をしようとする者は、漁港施設使用届書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成13年規則30号〕

(占用等の許可申請)

第8条 条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、甲種漁港施設占用等許可申請書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成13年規則30号〕

(占用等内容変更許可申請)

第9条 甲種漁港施設の占用の目的又は内容等を変更しようとする者は、占用等内容変更許可申請書(第7号様式)を知事に提出してその許可を受けなければならない。

(使用の許可申請)

第10条 条例第11条第1項第1号の規定による許可を受けようとする者は、指定施設使用許可申請書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

追加〔平成8年規則1号〕、一部改正〔平成12年規則105号・13年30号〕

(目的外使用の許可申請)

第10条の2 条例第11条第1項第2号の規定による許可を受けようとする者は、甲種漁港施設目的外使用許可申請書(第8号様式の2)を知事に提出しなければならない。

追加〔平成12年規則105号〕、一部改正〔平成13年規則30号〕

(漁船以外の船舶の一時使用届出)

第10条の3 条例第12条第2項に規定する一時的な停係泊は、24時間を超えない範囲内の停係泊とする。

2 条例第12条第2項の規定による届出をしようとする者は、指定施設の一時使用届書(第8号様式の3)を知事に提出しなければならない。

追加〔平成13年規則30号〕

(入出港届)

第11条 条例第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、入出港届(第9号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、国際航海に従事する船舶に係る届出は、漁港漁場整備法施行規則(昭和26年農林省令第47号)第8条の2に規定する様式により行うものとする。

一部改正〔平成8年規則1号・17年91号〕

第12条 条例第16条第2項の規定による報告をしようとする者は、入出港状況報告書(第10号様式)を翌月10日までに知事に提出しなければならない。ただし、国際航海に従事する船舶に係る報告は、漁港漁場整備法施行規則第8条の2に規定する様式により行うものとする。

一部改正〔平成8年規則1号・17年91号〕

(提出書類の経由)

第13条 第2条、第3条、第5条、第6条の2から第10条の2まで、第10条の3第2項、第11条及び第12条の規定により知事に提出する書類は、当該漁港の所在地を管轄する農林水産振興センター所長又は農林土木事務所長を経由するものとする。

一部改正〔平成元年規則26号・8年1号・12年105号・13年30号・19年58号・21年5号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月31日規則第26号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第5号様式の改正規定は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成8年1月5日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第105号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年 3 月30日規則第30号）

この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年10月18日規則第91号）

この規則は、平成17年11月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日規則第58号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月16日規則第 5 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。（後略）

第 1 号様式

（第 2 条関係）

一部改正〔平成12年規則105号・13年30号〕

第 2 号様式

（第 3 条関係）

一部改正〔平成12年規則105号・13年30号〕

第 3 号様式

（第 5 条関係）

一部改正〔平成12年規則105号・13年30号〕

第 4 号様式

（第 6 条の 2 関係）

追加〔平成13年規則30号〕

第 5 号様式

（第 7 条関係）

一部改正〔平成元年規則26号・12年105号・13年30号〕

第 6 号様式

（第 8 条関係）

一部改正〔平成12年規則105号・13年30号〕

第 7 号様式

（第 9 条関係）

一部改正〔平成 8 年規則 1 号・12年105号・13年30号〕

第 8 号様式

（第10条関係）

全部改正〔平成13年規則30号〕

第 8 号様式の 2

（第10条の 2 関係）

追加〔平成12年規則105号〕、一部改正〔平成13年規則30号〕

第 8 号様式の 3

（第10条の 3 関係）

追加〔平成13年規則30号〕

第 9 号様式

（第11条関係）

一部改正〔平成 8 年規則 1 号・12年105号・13年30号〕

第10号様式

（第12条関係）

一部改正〔平成 8 年規則 1 号・12年105号・13年30号〕